

観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、地震による風評を払拭し、新潟県観光のイメージを回復させるとともに、被災地の観光復興を広く県内外に周知するため、観光振興を目的とする団体等が行う観光復興キャンペーン推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助基準）

- 第2 この補助金の対象となる事業の内容、採択要件等に関しては、別表に掲げるとおりとする。
- 2 補助金の交付は、年度（4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。
 - 3 この補助金は、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付対象者）

第3 この補助金の対象となる者は、観光振興を目的とする団体等で、財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）が認める団体等とする。

（補助金の交付申請）

- 第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書 別記第2号様式
 - (2) 収支予算書 別記第3号様式
 - (3) 申請団体の概要がわかる資料（規約や団体構成員など）
 - (4) その他参考となる資料等

（補助金の交付決定）

- 第5 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。
- 2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
 - 3 理事長は、補助金の交付決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助申請の取り下げ）

第6 第5第3項の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受け取った日から起算して15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、事業計画変更承認申請書(別記第6号様式)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を理事長に提出しなければならない。なお、事業中止(廃止)承認申請書は、当該事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに理事長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助事業に要する経費の配分を著しく変更する場合に限る。)
- (2) 補助事業の内容の変更(被災地等で開催する地域イベントの主な実施場所その他補助事業の内容を著しく変更する場合に限る。)
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事業計画変更承認通知書(別記第8号様式)又は事業中止(廃止)承認通知書(別記第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第8 補助事業者は、第5第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(別記第10号様式)を別に指定する日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、第5第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(別記第11号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、理事長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに事業遂行困難状況報告書(別記第12号様式)を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書兼補助金請求書(別記第13号様式。以下「実績報告書」という。)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記第14号様式)
- (2) 収支決算書(別記第15号様式)
- (3) その他参考となる資料等

3 事業実績報告書の提出期限は、補助事業の終了した日から20日を経過した日又は補助

金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までとする。ただし、理事長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の額の確定）

第11 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第16号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第8第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の支払）

第12 理事長は、第11第1項の規定により額の確定を行った後、補助金を交付する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助金交付条件に照らし過払いとならない範囲内で概算払をすることができる。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、理事長に概算払請求書（別記第17号様式）を提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 正当な理由なくして、規程第21条の規定による理事長の状況調査又は報告の徴求に応じないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関して、この要綱の規定に基づく理事長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 理事長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記第18号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14 理事長は、第11第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該確定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 理事長は、第13第1項の規定により補助金の交付決定の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに確定報告書（別記第19号様式）を提出するものとする。

式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第16 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額)に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

- 2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿の備え付け)

第17 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(財産処分の制限)

第18 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で理事長が定めるもの
- (3) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

- 2 前項ただし書に規定する理事長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の経由)

第19 この要綱の規定により、理事長に提出する書類は、申請者の所在市町村を経由して提出しなければならない。ただし、理事長が別に認めるときは、この限りでない。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から実施し、平成17年4月1日に遡って適用する。ただ

し、第2第2項を加える改正は、施行日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 別表（第2関係）の採択要件及び交付条件については、平成19年度実施事業に限り次のとおりとする。

[採択要件]

補助事業の主な実施場所が、「震度6弱」以上の旧市町村外の地域イベント等について、平成19年度に実施した事業の誘客等の実績が計画に達しない場合であっても、別表中の採択要件【補助回数・期間】の規定に拘わらず、平成20年度において補助金交付申請をすることができる。

[交付条件]

誘客数の達成率（経済効果）に応じた補助金の交付割合について、別表中の規定に拘わらず、次のとおりとする。

夏期（7/16～8/31）の事業

- (1) 達成率60%超は100%交付
- (2) 達成率30%超60%以内は80%交付
- (3) 達成率10%超30%以内は50%交付
- (4) 達成率10%以内は交付しない

秋期以降（9/1～）の事業及び通年の事業

- (1) 達成率70%超は100%交付
- (2) 達成率40%超70%以内は80%交付
- (3) 達成率20%超40%以内は50%交付
- (4) 達成率20%以内は交付しない

附 則

この要綱は、平成21年2月26日から施行し、平成21年度実施事業から適用する。ただし、別表（第2関係）中、市町村の単位及び交付条件に関する規定は平成20年度実施事業に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年度実施事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

- 2 別表（第 2 関係）の交付条件については、平成 22 年度実施事業に限り、理事長が次の事情により目標を達成できなかったと認める場合は、次の交付割合により交付するものとする。

事 情	交付割合
平成 22 年 8 月から 9 月の「おおさど丸」故障による影響が確認された場合	達成率 50%以内は 80%交付
東日本大震災※の影響が確認された場合	
主要イベントが中止となり達成率を積算できない場合	事業支出額に応じ交付決定額の範囲内で交付
通年・期間限定の事業等で影響が確認された場合	達成率 50%以内は 80%交付

※平成 23 年 3 月 11 日から 12 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

(特例措置)

- 2 別表（第 2 関係）の交付条件については、平成 23 年度実施事業に限り、次のとおりとする。

[交付条件]

平成 22 年度誘客実績に基づく客消費額（ただし、新規事業の場合は、交付申請書に記載の誘客目標数に基づく客消費額）を基準値として、それに対する平成 23 年度誘客実績に基づく客消費額の達成率に応じて次の交付割合により、補助金を交付する。

(1) 達成率 80%超は 100%交付

(2) 達成率 80%以内は 80%交付

- 3 別記第 4 号様式（第 5 関係）の記の 4 については、平成 23 年度実施事業に限り、前記の交付条件を付するものとする。

別表（第2関係）

事業区分・実施主体	補助対象事業	事業内容・補助対象経費	採択要件
1被災地等で開催する地域イベント等 【実施主体】 地域住民等で構成する団体又は実行委員会方式で実施するもの	(1)観光復興イベント	被災地等で開催される観光復興イベント 会場設営費、機器借上料、出演料、謝礼、旅費、運搬料、企画運営費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費	【採択要件】 下記①～⑤をすべて満たすものであること ①2ヶ年以上に渡って継続実施されるもの ②事業計画の中に4割以上（平成24年度は5割以上）の自主財源が示されているもの ③経済的効果及び誘客効果が認められるもの ④全国へのアピール効果が期待できるもの ⑤中越大震災または中越大震災からの復興過程で中越沖地震により「震度6弱」以上の被害を受けた市町村(※)内で実施する事業 【補助回数】 1団体年1回とする
	(2)観光復興宣伝	地域が観光復興のために行なう誘客宣伝活動 広告出稿料、掲出料、放送料、制作費、宣伝資料作成・配布経費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費	
	(3)二次交通アクセス支援	被災地等における二次交通アクセス向上に向けた取り組み 車輛借上料、企画運営費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費	
	(4)その他観光復興に資する事業	その他観光振興に資する事業 観光復興に資する取り組みに必要な経費	
2全県を対象としたキャンペーン 【実施主体】 全県を対象とした事業の実施が可能な団体	(1)誘客キャンペーン	①マスメディア等を活用した広告宣伝 広告出稿料、掲出料、制作費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費 ②消費者に対する誘客活動及び旅行会社、マスコミ等に対するPR活動 宣伝資料作成・配付経費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費 ③イベント出展、観光宣伝キャラバンの実施 会場設営費、機器借上料、出演料、謝礼、旅費、運搬料、企画運営費、その他この事業を遂行するのに必要と認める経費	【採択要件】 ①事業計画の中に4割以上（平成24年度は5割以上）の自主財源が示されているもの ②本県全体の誘客数の増加に資する事業であること 【補助回数】 1団体年1回とする
	(2)商品造成・送客促進	①旅行会社等が行なう本県向け旅行商品開発や販売促進活動等への費用助成 費用助成に要する経費 ②本県向け送客実績に応じた旅行会社への奨励金の交付 奨励金交付に要する経費	
	(3)その他観光復興に資する事業	その他観光振興に資する事業 観光復興に資する取り組みに必要な経費	

※中越大震災または中越大震災からの復興過程で中越沖地震により「震度6弱」以上の被害を受けた市町村は、次のとおり。

長岡市・小千谷市・十日町市・魚沼市・南魚沼市・柏崎市・出雲崎町・刈羽村・上越市
(被災後に合併した市町村は、合併後の市町村を単位とする)

[交付条件]

1 補助金の交付に当たっては、申請書の対前年度誘客増加人数に対する実績報告の対前年度誘客増加人数の達成率(経済効果)に応じて次の割合で交付するものとする。

※達成率 = (実績報告の対前年度誘客増加人数に基づく客消費額) ÷ (申請書の対前年度誘客増加人数に基づく客消費額) × 100

- (1) 達成率80%超は100%交付
- (2) 達成率50%超80%以内は80%交付
- (3) 達成率30%超50%以内は50%交付
- (4) 達成率30%以内は交付しない

ただし、天候不順等やむを得ない事情により達成できなかったと理事長が認める場合は、50%交付とすることができる

2 平成22年度実施事業に限り特例として、1の「対前年度」を「対前々年度」と読み替える。

[補助対象外経費]

原則として、施設・設備等の整備費、備品購入費、人件費、飲食費は補助対象外経費とする。また、申請団体の内部の者(役員等)に対する報酬・謝金や事業執行に関する経理・実績報告書の作成等の経費についても、補助対象外とする。

別記第1号様式（第4関係）

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度において、観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 申請団体の概要がわかる資料（規約や団体構成員など）
- (4) 交付決定を受けた情報の基金ホームページ掲載に関する同意書
- (5) その他参考となる資料

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

別記第2号様式（第4関係）

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
事業計画書

<p>事業区分 (いずれかに○をつける)</p>	<p>被災地等で開催する地域イベント・全県を対象としたキャンペーン 主な実施場所（ ） ※市町村名で記入。全県を対象としたキャンペーンの場合は、記入不要</p>
<p>事業主体 代表者役職・氏名</p>	
<p>所在地 担当者連絡先</p>	<p>所在地 担当者氏名 TEL FAX E-mail</p>
<p>事業名</p>	<p>※事業内容が分かるよう簡潔に記載すること</p>
<p>事業実施期間</p>	<p>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p>
<p>既存・新規の別 (いずれかに○をつける)</p>	<p>既存事業の拡充 ・ 新規事業</p>
<p>事業の必要性</p>	<p>(現況及び必要性等を具体的に記載する)</p>
<p>事業の概要</p>	<p>(事業の概要)</p> <hr/> <p>(既存事業の場合、拡充内容等) ※継続事業で前年度目標未達成の場合は、改善点を含め記入すること。 ※震度6弱の市町村以外で行う地域イベントの場合、取組の新規性（必須）、広域連携、他産業・他業種連携の取組内容が分かるよう記載すること。</p> <p>※新規事業の場合は記入不要</p>

<p style="text-align: center;">事業費</p>	<p>(既存事業:平成 年度)</p> <p>自己調達 千円</p> <p>市町村補助金 千円</p> <p>その他() 千円</p> <p>基金補助金 千円…①</p> <p>合計 千円</p> <p>※従前から実施している事業で、新規に補助申請する場合は、前年度の決算を記入すること。</p>	<p>(今回申請事業:平成 年度)</p> <p>自己調達 千円</p> <p>市町村補助金 千円</p> <p>その他() 千円</p> <p>基金補助金 千円…①</p> <p>合計 千円</p> <p>※事業規模を拡大せず、事業財源を市町村補助金、自己資金等から基金補助金に振り返る場合は、原則として補助金を交付しない。</p>
<p>事業の実施により期待される効果</p>		
<p>誘客人数・算出根拠</p>	<p>(実績:平成 年度)</p> <p>日帰客 人…②</p> <p>宿泊客 人…③</p> <p>※新規に補助申請する場合、ベースとなる入込客数を記入すること。</p> <p>実績の誘客数の測定方法</p> <p>日帰客:</p> <p>宿泊客:</p>	<p>(今回の計画:平成 年度)</p> <p>日帰客 人…②</p> <p>(対__年度増加人数 + 人)…⑦</p> <p>宿泊客 人…③</p> <p>(対__年度増加人数 + 人)…⑧</p> <p>計画する誘客数の測定方法及び算出根拠</p> <p>日帰客:</p> <p>宿泊客:</p> <p>※警察発表等の公的なもの、又は主催者が責任をもって計測した実数等根拠が明確なもの。</p>
<p>期待される客消費額</p>	<p>(実績:平成 年度)</p> <p>日帰客の消費額(②×@5,071) 千円…④</p> <p>宿泊客の消費額(③×@35,612) 千円…⑤</p> <p>合計(④+⑤) 千円…⑥</p> <p>達成率 %</p> <p>※新規事業の場合、記入不要</p>	<p>(今回の計画:平成 年度)</p> <p>日帰客の消費額(②×@5,071) 千円…④</p> <p>宿泊客の消費額(③×@35,612) 千円…⑤</p> <p>合計(④+⑤) 千円…⑥</p> <p><増加人数分の消費額></p> <p>日帰客の消費額(⑦×@5,071) 千円…⑨</p> <p>宿泊客の消費額(⑧×@35,612) 千円…⑩</p> <p>合計(⑨+⑩) 千円…⑪</p>
<p>補助対効果</p>	<p>⑥÷①=(小数点2位以下切り捨て)</p>	<p>⑥÷①=(小数点2位以下切り捨て)</p> <p><増加人数分に対する補助対効果></p> <p>⑪÷①=(小数点2位以下切り捨て)</p> <p>※1.0以上であることが必要。</p>

資金計画		平成20年度	平成21年度	平成22年度
	収入	基金補助金 自己資金 市町村補助金 その他（ ）	基金補助金 自己資金 市町村補助金 その他（ ）	基金補助金 自己資金 市町村補助金 その他（ ）
	支出			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	収入	基金補助金 自己資金 市町村補助金 その他（ ）	基金補助金 自己資金 市町村補助金 その他（ ）	自己資金 市町村補助金 その他（ ）
	支出			

- (注)
- 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと
 - 2 資金計画については、事業の採択要件として2ヶ年以上に渡って継続実施されるものとされていることから、2ヶ年以上の計画を記載すること
 - 3 必要に応じて参考となる書類を別紙で添付すること
 - 4 客単価の金額は「新潟県内観光地の経済波及効果に関する調査」（平成16年11月新潟県産業労働部観光振興課）による

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
収 支 予 算 書

1 収入の部

区分(科目)	積算内容	予算額(千円)	摘 要
基金補助金			
	合 計		

2 支出の部

区分(科目)	積算内容	予算額(千円)	摘 要
	合 計		

(注) 1 別表に掲げる補助対象事業ごとに記載すること。

2 収入の部には、基金補助金以外の寄附金、協賛金、その他事業収入等がある場合、その内容を明記すること。
なお、事業費の4割以上（平成24年度は5割以上）の自主財源が確保されていること。

3 事業規模を拡大せず、事業の財源を市町村補助金や自己資金から基金補助金に振り替えた場合は、原則として補助対象を交付しない。

同 意 書

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金

理事長 泉田裕彦様

住 所

氏 名

印

私は平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱に基づく交付決定を受けた下記事業に関する情報について、財団法人新潟県中越大震災復興基金が同基金のホームページに掲載することについて同意します。

記

事業名

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、当該補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業者は、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程又は観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱に従わなければならない。交付規程又は交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助金の交付に当たっては、申請書の対前年度誘客増加人数に対する実績報告の対前年度誘客増加人数の達成率（経済効果）に応じて次の割合で交付するものとする。

※達成率＝（実績報告の対前年度誘客増加人数に基づく客消費額）÷（申請書の対前年度誘客増加人数に基づく客消費額）×100

- (1) 達成率80%超は100%交付
- (2) 達成率50%超80%以内は80%交付
- (3) 達成率50%超80%以内は50%交付
- (4) 達成率30%以内は交付しない

ただし、天候不順等やむを得ない事情により達成できなかったと理事長が認める場合は、50%交付とすることがある

注）実績報告における誘客数については算出根拠を明示すること

なお、実績報告における誘客数の算出根拠についてはヒアリングを行うもの。

別記第5号様式（第5関係）

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第6条の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

（理 由）

別記第6号様式（第7関係）

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
計 画 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）について、下記のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第7第1項の規定により申請します。

記

1 事 業 名

2 変更の理由

3 変更の内容

（注）変更前後の内容が判るように「事業計画書」及び「収支計算書」を別記第2号様式及び別記第3号様式に準じて作成し、添付すること。（変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入すること。）

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

別記第7号様式（第7関係）

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
中 止（廃 止） 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第7第1項の規定により申請します。

記

1 事 業 名

2 中止（廃止）の理由

3 廃止予定年月日 平成 年 月 日
中止予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
計 画 変 更 承 認 通 知 書

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
中 止（廃 止） 承 認 通 知 書

平成 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金については、下記のとおり中止（廃止）することを承認したので通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

平成 年 月 日付け 第 号（の ）で交付決定の事業

2 補助金精算（※必要がある場合に記載）

- (1) 概算払済額 金 円
- (2) 返 還 額 金 円
- (3) 返 還 期 限 平成 年 月 日
- (4) そ の 他

補助金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補 助 金 変 更 交 付 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）の内容を下記のとおり変更し、補助金 円を 円に変更交付願いたく観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第8第1項の規定により申請します。

記

1 事 業 名

2 変更の理由

3 変更の内容

（注）変更前後の内容が判るように「事業計画書」及び「収支計算書」を別記第2号様式及び別記第3号様式に準じて作成し、添付すること。（変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入すること。）

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付けで変更申請のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
今回増（△減）額決定額	円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
遂行困難状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第9第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の遂行が困難な理由
- 3 今後の見通しと所見

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補助事業実績報告書兼補助金請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）を下記のとおり実施したので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第12条の規定によりその実績を報告します。

また、併せて補助金の交付を請求します。

記

- 1 事業名
- 2 事業完了日 平成 年 月 日
- 3 事業費総額 金 円
- 4 実績額及び補助金請求額
 - (1) 実績額 金 円 (①)
 - (2) 交付決定額 金 円
 - (3) 概算払受領済額 金 円 (②)
 - (4) 差引請求（返還）額（①－②） 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書（別記第14号様式）
 - (2) 収支決算書（別記第15号様式）
 - (3) その他参考となる書類

（注）その他参考となる書類として、誘客実績を確認できる書類及び請求書・領収書等の写しのほか、成果品や写真等を添付すること。

6 補助金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
口座名義《カナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

注）振込先確認のため、通帳等の口座名義人（フリガナ）の分かる面のコピーを添付してください。口座名義が申請者と合致しない場合は、申立書等を添付してください。

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		

平成 年度観光対策事業(観光復興キャンペーン推進)
事業報告書

事業名		
事業主体 代表者役職・氏名		
所在地 担当者連絡先	所在地	
	担当者氏名	
	TEL	FAX E-mail
事業内容		
事業実施の効果		
誘客実績・算出根拠	(計画) 日帰客 人…① (対__年度増加人数 + 人)…⑥ 宿泊客 人…② (対__年度増加人数 + 人)…⑦	(実績) 日帰客 人…①′ (対__年度増加人数 + 人)…⑥′ 宿泊客 人…②′ (対__年度増加人数 + 人)…⑦′
	(誘客実績数の算出根拠) ※警察発表等の公的なもの、又は主催者が責任をもって計測した実数等根拠が明確なもの。	
期待される客消費額	(計画) 日帰客の消費額(①×@5,071) 千円…③ 宿泊客の消費額(②×@35,612) 千円…④ 合計(③+④) 千円…⑤ <増加人数分の消費額> 日帰客の消費額(⑥×@5,071) 千円…⑧ 宿泊客の消費額(⑦×@35,612) 千円…⑨ 合計(⑧+⑨) 千円…⑩	(実績) 日帰客の消費額(①′×@5,071) 千円…③′ 宿泊客の消費額(②′×@35,612) 千円…④′ 合計(③′+④′) 千円…⑤′ <増加人数分の消費額> 日帰客の消費額(⑥′×@5,071) 千円…⑧′ 宿泊客の消費額(⑦′×@35,612) 千円…⑨′ 合計(⑧′+⑨′) 千円…⑩′ 達成率(⑩′÷⑩×100) %
	目標未達成の理由	※目標達成の場合は、記入不要。
来年度以降の計画	※目標未達成の場合は、改善点を含め記入すること。	

(注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと
2 必要に応じて参考となる書類を別紙で添付すること

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
収 支 決 算 書

1 収入の部

区分(科目)	積算内容	決算額(円)	摘 要
基金補助金			
	合 計		

2 支出の部

区分(科目)	積算内容	決算額(円)	摘 要
	合 計		

- (注) 1 別表に掲げる補助対象事業ごとに記載すること。
- 2 収入の部には、基金補助金以外の寄附金、協賛金、その他事業収入等がある場合、その内容を明記すること。なお、事業費の4割以上（平成24年度は5割以上）の自主財源が確保されていること。
- 3 事業規模を拡大せず、事業の財源を市町村補助金、自己資金等から基金補助金に振り替えた場合は、原則として補助金を交付しない。

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補 助 金 額 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで実績報告の標記補助金について、平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金として下記のとおり補助金を確定したので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第13条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 確定額 金 円
- 3 既交付済額 金 円
- 4 差引交付額（返還額）金 円
- 5 交付予定日（返還期限） 平成 年 月 日

6 その他（※返還がある場合のみ記載）

補助金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様住 所
団 体 名
代表者名 印平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補助金概算払請求書

標記補助金について、観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第12
第3項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 交付決定内容

(1) 交付決定通知 平成 年 月 日付け中復基第 号 (の)
(2) 交付決定額 金 円

2 今回請求額 金 円※

(既交付額 金 円)

※概算払請求できる額は、事業収支状況等から必要と認められる額とし、原則として交付決定額の50%以内とする。

3 概算払を受けようとする理由（※誘客目標達成見込み及び事業収支状況等をもとに記載すること）

4 添付書類

- (1) 概算払請求額の算出根拠がわかる書類（※請求時点での収支状況、今後の支払予定時期等）
(2) 誘客目標の達成見込みを示した資料（※実績報告書の事業報告書に準じて作成すること）

5 補助金振込先

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支店名		普通 ・ 当座
口座名義《カナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

注) 振込先確認のため、通帳等の口座名義人(フリガナ)の分かる面のコピーを添付してください。口座名義が申請者と合致しない場合は、申立書等を添付してください。

(基金事務局使用欄)

事業番号	市町村	受付番号
060010		

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

（ 申 請 者 名 ） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）
補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金については、下記のとおり交付決定の一部（全部）を取り消したので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第15条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。
- 4 取消しの理由
- 5 補助金精算（※必要がある場合に記載）
 - (1) 概算払済額 金 円
 - (2) 返還額 金 円
 - (5) 返還期限 平成 年 月 日
 - (6) その他

補助金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

観光対策事業（観光復興キャンペーン推進）補助金交付要綱第15第1項の規定により、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（補助金額確定通知書により通知した金額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除額
円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額
に係る仕入控除額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税
に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

（基金事務局使用欄）

事業番号	市町村	受付番号
060010		